

いわゆる男性差別の問題について（2）

——女性限定サービスの是非を考える——

三谷竜彦

2 女性限定サービス

2-1 概要

近年、飲食店や映画館やカラオケ店や宿泊施設などの各種サービス業で、女性限定サービスがよく行われている。多くは割引という形のものだが、他にプレゼントという形のもの——例えば飲食店でのデザートなどの無料進呈や、ガソリンスタンドでのアメニティグッズなどの無料進呈など——やアドバンテージという形のもの——例えばパチンコ店で女性専用の台は釘の設定が甘くなっている（勝ちやすくなっている）ことなど——などがある。たしかに一部で男性割引などの男性限定サービスが行われてもいるが、圧倒的に女性限定サービスの方が多いようである。例えば「実際にOCNの検索エンジンで検索してもレディースデーは約157,000件ヒットするが、メンズデーは約11,300件と10分の一以下」だそうである⁽¹⁾。

2-2 主要な賛成意見

2-2-1 経済活動の自由⁽²⁾

各事業者が営業戦略の一環としてとり入れている試みであり、経済活動の自由として認められてよいものである。営業戦略としての女性割引などのサービスの狙いは、主に次のものである。

- 一般的に男性に比べて女性は集団行動をとりやすい → 客単価を下げて
も客数増による利益増が見込める

- 一般的に男性に比べて女性は集団行動をとりやすい → 客単価を下げても客数増による利益増が見込める
- 一般的に男性に比べて女性は口コミを好む → 客単価を下げても客数増による利益増が見込める
- 一般的に女性が入りづらい店や施設など（ラーメン店や競馬場など）に入りやすくなる → 客単価を下げても客数増による利益増が見込める
- 専業主夫より専業主婦が多い → 客数の少ない平日に客数を増やす → 客単価を下げても客数増による利益増が見込める

このことは、例えば一般的に経済力があまりない学生や高齢者に対して割引などのサービスを行うことと、営業戦略という点では基本的に同じことである。営業戦略としての学生割引や高齢者割引などのサービスの狙いは、主に次のものである。

- 一般的に学生や高齢者はあまり経済力がないので正規料金だとあまり購入しない → 客単価を下げても客数増による利益増が見込める
- 一般的に学生や高齢者は平日に時間的余裕がある → 客数の少ない平日に客数を増やす → 客単価を下げても客数増による利益増が見込める

2-2-2 男女間の格差⁽³⁾

男性に比べて女性の平均収入が低いなど、女性の社会進出が遅れていることを理由に、女性限定サービスは正当化されうる。

2-3 主要な反対意見

2-3-1 男性差別⁽⁴⁾

同一の料金を支払いながら同一のサービスを受けられないというのは、不当な差別である。

2-3-2 女性差別⁽⁵⁾

女性が経済的に男性に依存するという不平等な状態の固定化・温存に寄与しているものであり、女性の社会進出にとってかえって足かせになりかねない。

2-4 考察

2-4-1 結論

女性限定サービスは不当な男性差別であってその存続は認められるべきではない。もし女性限定サービスを存続させるなら、同じ条件で男性限定サービスも実施すべきである。

2-4-2 理由

たしかに基本的に経済活動の自由は保障されるべき大切な権利であろう。そして何らかの料金格差を設定することも、その保障されるべき経済活動の自由に基本的に含まれるだろう(2-2-1)。例えば旅行の繁忙期と閑散期とで、航空料金や宿泊料金などには概して差がある。繁忙期には料金が高く設定されていても客は利用するが、閑散期には料金が安くなければ客は利用しないからというのは明らかだろう。あるいは1日のうちでも時間帯によって料金が異なるカラオケ店なども同じであろう。昼は基本的に客が少ないので、安く設定して客を呼び込もうとするが、夜はそもそも客が多いので、高く設定しても客足に影響がない。これらは、料金格差を時節や時間に関して設定するという試みである。一方、女性や学生や高齢者などへの限定サービスは、客の属性に関して料金格差を設定する試みである。いずれの場合も、営業戦略であり、狙いは利益増である。その点で同種の試みである。だが前者と後者とを、倫理的にも同列に扱ってよいのだろうか。それともそれらは、倫理的に何か重要な点で異なるものなのだろうか。

やはりそれらは、倫理的に重要な点で異なっているとみるべきではないだろうか。前者は、少なくとも直接的には特定の人に対して、安い料金設定の恩恵の享受の可能性を閉ざしておらず、基本的にはあまねく全ての人に対して当該恩恵の享受の可能性を開いている。それに対して後者は、直接的に誰か特定の人に対して、当該恩恵の享受の可能性を閉ざしている。この点はやはり倫理的に重要な相違点であろう。ただしもちろん前者にも、間接的な差別の可能性はある。それはつまり、料金が安い特定の時節や時間には通常、仕事をしているなどして空き時間がとれない人たちが、当該恩恵の享受の可能性をはく奪されてしまうということである。だがそういう人たちも、永続的にそういう状態に置かれているわけではなく、配置転換や転職や定年退職などによって、あるいはもっと手近な方法によって、つまり有給休暇などによって、安い料金設定の時節や時間に空き時間をとることが可能になる。この点を考慮すれば、やはり前者は基本的にはあまねく全ての人に対して、当該恩恵の享受の可能性を開いているとみてよいのではないだろうか。

このように前者と後者ととは倫理的に重要な点で異なるのだが、じつはさらには後者の中でも倫理的に重要な点でのふり分けが可能である。つまり女性に対する限定サービスと、学生や高齢者に対する限定サービスとの間には、倫理的に重要な点での違いがあるのではないか。学生や高齢者には、基本的に誰もがなりうる⁶⁾——ちなみに学生と高齢者との両方の属性を1人で同時にもつことも可能である——。つまり学生や高齢者に対する限定サービスは、あまねく全ての人に対してその恩恵の享受の可能性を開いているとってよいであろう。それに対して、男性が女性になるという可能性は、性同一性障害者の性別変更というケースを除けば、ほぼありえないことである。したがって女性限定サービスは、あまねく全ての人に対してその恩恵の享受の可能性を開いているとはとてもいえない。つまりこのような、変更のほぼ不可能な属性に関して料金格差を設定するというのは、やはり倫理的に不当な差別に当たるとってよいのではないだろうか(2-3-1)。もちろん経済活動の自由、つまり利益追求の自由は、保障されるべき大切な権利ではあるだろうが、何をしても許されるというわけではなく、やはり公共の福利に反する場合には制限されるべきであ

ろう。食品偽装や誇大広告が、そういう意味で経済活動の自由が制限されるべき代表的なケースに該当するであろう——じっさいに「JAS法」や「景品表示法」などで法的にも規制を受けている——が、平等に反する不当に差別的な料金設定も、やはり経済活動の自由が制限されるべきケースに該当すると考えてよいのではないだろうか——こちらは今のところ法的な規制の対象になってはいないが——。

だがもし男女間できわめて大きな経済力の格差があるのであれば、それを根拠に女性限定サービスは正当化されるかもしれない(2-2-2)。ではその実態はどうなっているのかをみていこう。国税庁の2014年の調査によると、民間事業所に勤務する給与所得者の平均給与(年額)は、男性が514万円、女性が272万円となっている⁽⁷⁾。じつに2倍近い格差である。だがそもそも既婚者の場合は収入が共有されるので、こうした格差は問題にならない。したがって収入格差が問題になるのは独身者の場合に限られる。では独身者の場合はどうなのか。

管見の限りでは独身者を対象にした調査はないため、それに近い単身者(独身か既婚かにかかわらず、1人世帯で生活している人)を対象にした調査をまずみてみよう。したがってあくまで参考のデータということになるが、総務省の2009年の調査によると、単身勤労者世帯(全年齢階級)の平均可処分所得(月額)は、男性が27万7784円、女性が21万1394円となっている⁽⁸⁾。女性は男性の3/4ほどである。微妙な格差である。次に父子世帯と母子世帯との比較をみてみよう。厚生労働省の2011年の調査によると、平均収入(年額)は、父子世帯が455万円(就労収入は360万円)、母子世帯の平均収入(年額)が291万円(就労収入は181万円)となっている⁽⁹⁾。母子世帯の方が4割ほど少ない(就労収入だと1/2ほど)という大きな格差となっている。婚姻期間中は多くの場合、夫が主な稼ぎ手となり、妻は専業主婦もしくは補助的な稼ぎ手となっているから、離婚・死別後にこのように大きな男女間の収入格差が生じるのであろう——もちろん未婚のひとり親もあるが、その割合は低いようで、「ひとり親になった理由」をみると、父子世帯の場合は離婚が74.3%、死別が16.8%であり、一方の母子世帯の場合は離婚が80.8%、死別が7.5%となってい

る⁹⁾——。父子世帯の場合は91.3%が就業しており、その就業している父子世帯のうち、「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8%となっているが、一方の母子世帯の場合は就業しているのが80.6%で、その就業している母子世帯のうち、「正規の職員・従業員」が39.4%、「自営業」が2.6%、「パート・アルバイト等」が47.4%となっている⁹⁾。

ではこうした単身者およびひとり親における男女間の収入格差を根拠に、女性限定サービスは正当化されうるだろうか。基本的には否であろう。そもそもひとり親世帯が全世帯に占める割合は、2.8%（小数点二位以下四捨五入）であり¹⁰⁾、国立社会保障・人口問題研究所の2010年の調査によると、男性の生涯未婚率は20.14%、女性は10.61%である¹¹⁾。いずれも決して高い数値ではない。これら少数の人たちにおける男女間の収入格差を根拠に、全ての女性を対象にした限定サービスを行うということは、そのような収入格差が関係しないあまりにも多くの男性に対して、不当な差別的な待遇を甘受させるということになってしまう。このことはやはり不適切なことではないだろうか。例えば芸能人などのごく一部の人を除いて基本的に勤労収入のない子供と大人との間には、絶対的といってよいほどの収入格差があるので、料金格差が設定されていても、正当化されうるかもしれない——ただし基本的には、子供料金の設定という子供限定サービスが正当化されうるのは、あまねく全ての人に子供時代があるからと考えるべきであろう——が、男女間となるとやはり難しいのではないか。またそもそも男女間の収入格差は、基本的に社会進出の格差によるものだと考えてよいであろう。したがって社会進出の格差を、基本的には政治・行政の責任で改善するのが筋であって、他のところで相殺するということは、かえって社会進出の格差を隠ぺいして固定化・温存させることにもつながりかねない¹²⁾ (2-3-2)。そういう意味でも、やはり女性限定サービスは望ましいものではないだろう。

以上のことから、女性限定サービスは不当な男性差別であり、さらには女性の社会進出の阻害要因になりかねないという意味で女性差別の固定化・温存にもつながりかねないものであり、したがってその存続は認められるべきではないと結論づけられる¹³⁾。もし女性限定サービスを存続させるのであれば、同

じ条件で男性限定サービスも実施するべきである——例えば奇数の月は火曜日を女性限定サービスの日、木曜日を男性限定サービスの日にし、偶数の月はそれぞれの曜日を逆転させるなど——。

おわりに

本稿でとりあげた2つのもの以外に、現代社会において男性差別ではないかという指摘のあるものとして、一部の大学で導入されている入学試験女性枠や、女子大学などがある。

前者は、主に女子学生の少ない理工系の大学で導入されているものである⁽¹⁴⁾。大学側としては、性的に偏りがありすぎるとものの見方が偏ってしまっただけで、学問・技術の発展を阻害しかねないことから、多様な観点をとり入れるという意図のもとで導入しているようだ⁽¹⁵⁾。ところが九州大学（福岡県福岡市）が2012年度入学試験で女性枠を導入しようとしたところ、男性差別だという強い批判を受けてとりやめることになった。このようにやはり反対の声はあるのだ。

一方の后者は、基本的にもともとは、旧制時代の大学が多くの場合、入学を男性に限定していたために設立されたという経緯がある。また新制時代になっても大学は男性が進学するところという社会通念が根強くあったという事情も、女性に高等教育の機会を提供する女子大学の新設や存続を支える大きな力となったことであろう。だが現在では、男性の4年制大学進学率（2013年度、過年度高卒者などを含む）は55.4%、女性の同進学率は47.4%と、それほど大きな差はない——短期大学を含めると、男性の大学進学率（2013年度、過年度高卒者などを含む）は56.4%、女性の同進学率は56.6%と、わずかながらではあるが逆転している——⁽¹⁶⁾。短期大学を含めても男子大学が存在しない⁽¹⁷⁾。現状において、女子大学、中でも国公立の女子大学が存続している⁽¹⁸⁾。ことには、やはり一部で（主に各種インターネットコミュニティ上で）批判の声があがっている。

機会があれば、これらのテーマについても深く掘り下げて考察してみたいと思う。だがひとまず本稿においては、女性専用車両および女性限定サービスについての考察を行ったところで、筆をおきたいと思う。

注

- (1) OCN TODAY のホームページ (<http://journal.ocn.ne.jp/kiru/vol06/ladies-1.html>) を参照。
- (2) 主に OCN TODAY のホームページ (<http://journal.ocn.ne.jp/kiru/vol06/ladies-1.html>) ; 成生達彦「学生割引、シニア割引、深夜タクシー料金……価格差別を用いて販売収入を増やす」(「ダイヤモンド」2010年8月23日付記事) ; 「ニュースカフェ」2013年6月17日付記事 (http://www.excite.co.jp/News/society_clm/20130617/Newscafe_sp_1289028.html) ; 瀬地山角「女性専用車両」は、男性差別か？優先席と同様、専用車両は必要だ」(「東洋経済」2014年5月29日付記事) (<http://toyokeizai.net/articles/-/38459?page=4>) を参照。
- (3) 主に日本テレビの番組「太田光の私が総理大臣になったら…秘書田中。」のホームページ (<http://www.ntv.co.jp/souri/old/manifesto/20070309.html>) ; 「J-CAST ニュース」2010年10月28日付記事 (<http://www.j-cast.com/2010/10/28079450.html?p=all>) を参照。
- (4) 主に OCN TODAY のホームページ (<http://journal.ocn.ne.jp/kiru/vol06/ladies-1.html>) ; 「ニュースカフェ」2013年6月17日付記事 (http://www.excite.co.jp/News/society_clm/20130617/Newscafe_sp_1289028.html) ; 瀬地山角「女性専用車両」は、男性差別か？優先席と同様、専用車両は必要だ」(「東洋経済」2014年5月29日付記事) (<http://toyokeizai.net/articles/-/38459?page=4>) を参照。
- (5) 主に「教えて！goo」2010年10月20日付記事 (http://www.excite.co.jp/News/net_clm/20101020/Goowatch_0d4266bb998598f5ec2d36b6bfb498b2.html) ; 「J-CAST ニュース」2010年10月28日付記事 (<http://www.j-cast.com/2010/10/28079450.html?p=all>) を参照。
- (6) もちろん例えば20歳代で余命いくばくもないと宣告されている人が高齢

者になるという可能性はきわめて低いだろうが、そもそも余命を精確に予測するのは困難であるし、またそういう状態の人が、高齢者限定サービスが導入されているサービス（鉄道などの交通機関や、旅行やスキーなどのレジャーなど）を利用するという自体、あまりないことであろうし、またそういう状態の人は多くの場合、障害者手帳をもっているであろうから、それによる料金の減免を受けることが可能である。これらのことから、短命者（少なくとも短命である可能性がきわめて高い人）が高齢者限定サービスの対象から排除されてしまう（少なくともほぼ排除されてしまう）という事態は、特段問題にはならないように思われる。せいぜいグレーゾーンといったところであろう。

- (7) 国税庁「民間給与実態統計調査」（2014年）（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokuei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2014.htm#a-01>）を参照。
- (8) 総務省「全国消費実態調査」（2009年）（<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/index2.htm#kekka>）を参照。なおこれを30歳未満の単身勤労者世帯に限定してみると、男性は21万5515円、女性は21万8156円となっていて、女性の方が若干多くなっている。おそらく女性の社会進出が昔に比べて進んできていることによるのであろう。
- (9) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」（2011年）（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/）を参照。
- (10) 前出の厚生労働省の2011年の調査によると、ひとり親世帯数は146万1千世帯（父子世帯が22万3千世帯、母子世帯が123万8千世帯）であり、総務省の2010年の調査によると、全世帯数は5195万504世帯である（総務省「国勢調査」（2010年）（<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>）を参照）。
- (11) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」（2013年）（<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2013.asp?chap=6&title1=%87Y%81D%8C%8B%8D%A5%81E%97%A3%8D%A5%81E%94z%8B%F4%8A%6%8CW%95%CA%90I%8C%FB>）を参照。なお「生涯未婚率というのは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したものです。生涯を通して未婚であ

る人の割合を示すものではありません。ただし 50 歳で未婚の人は、将来的にも結婚する予定がないと考えることもできることから、生涯独身でいる人がどのくらいいるかを示す統計指標として使われます。」(公益財団法人生命保険文化センターのホームページ (<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeevent/mariage/12.html>))

- (12) 女性の社会進出の遅れはさまざまな場面でみられる。例えば育児休業取得率は、男性が 2.65%であるのに対して、女性は 81.5%である——しかも育児休業取得期間は、男性の場合は 1 か月未満が 83.1%であるのに対して、女性の場合は 6 か月以上が 88.2%となっており、またその影響も大きいのであろうが、育児休業終了後の退職率は、男性が 0.1%であるのに対して、女性は 7.2%となっている——(厚生労働省「雇用均等基本調査」(2015 年) (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-27.html>) を参照)。また管理職(係長相当級以上)の女性比率は 12.8%である(同上)。また非正規雇用率は、男性が 22.1%であるのに対して、女性は 57.5%である(総務省「就業構造基本調査」(2012 年) (<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kyoyaku.pdf>) を参照)。女性の管理職の少なさおよび非正規雇用率の高さの 1 つの大きな要因は、女性が結婚・出産・育児によって退職や長期の休職をしてしまうことである——日本における女性の労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は依然として、結婚・出産・育児期に下がっているが、このような状況は欧米主要国ではすでに解消されている(内閣府「男女共同参画白書」(2016 年) (http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/zentai/index.html) などを参照)——。こうした女性の社会進出の遅れこそが、まずは改善されるべきであろう。
- (13) ただしもしかしたら例外的に男女間の料金格差が正当化される場合があるかもしれない。例えばビュッフェ、つまり食べ放題の場合がそれに当たるかもしれない。なぜなら一般的にいて飲食量が男女間で異なるからである。厚生労働省の報告によると、1 日当たりの推定エネルギー必要量(身体活動レベルが 3 段階で最も低い場合)は、例えば 6~7 歳で、男性が 1350kcal、女性が 1250kcal となっており、18~29 歳で、男性が 2300kcal、女性が 1650kcal となっている(厚生労働省「日本人の食事摂取基準」(2

015 年) (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/syokuji_kijyun.html) を参照)。いずれの年齢階級のいずれの身体活動レベルにおいても、男性の方が女性より多くなっている——ただし 0 歳～5 歳は、身体活動レベルは 3 段階に分けられておらず、中レベルの 1 段階しかないが、もちろん男性の方が女性より多くなっている——。この差は基本的に生物学的な差によるものと考えてよいであろう。このような、社会的に作られた差ではなく、生物学的な差を根拠にして、料金格差を設定するとすれば、それには一定程度の合理性があるといえるかもしれない。なぜなら社会進出や収入などの社会的な差は、社会政策などによって改めることができるが、生物学的な差は、少なくとも現在の科学技術では改めることができない——また飲食量の多い方・少ない方のいずれかが望ましいというわけではないので、そもそも改める必要がない——からである。したがってそのような生物学的な差にもとづく料金格差の設定は、もしかしたら正当化されうるかもしれない。だが上記の数値はあくまで標準の数値であって、当然のことながら個人差はかなりある。したがって正当化の根拠としてそれがどの程度効力をもちうるのかは、判断の難しいところではあるだろう。

- (14) 2016 年現在、名古屋工業大学（愛知県名古屋市）、愛知工科大学（愛知県蒲郡市）、福井工業大学（福井県福井市）などで導入されている。
- (15) 例えば名古屋工業大学のホームページ (<http://www.marsh-research.co.jp/examine/ex1705.html>)；九州大学のプレスリリース「理学部数学科における女性枠入学選抜の実施について」（2010 年 3 月 29 日）(<http://www.kyushu-u.ac.jp/pressrelease/2010/2010-03-29-01.pdf>) を参照。
- (16) 文部科学省「学校基本調査」（2013 年）(<http://e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843>) を参照。
- (17) 東洋食品工業短期大学（兵庫県川西市）は、かつては入学を男性に限定していたが、2008 年度に共学化した。
- (18) 2016 年現在、国立の 4 年制女子大学はお茶の水女子大学（東京都文京区）および奈良女子大学（奈良県奈良市）の 2 校、公立の 4 年制女子大学は群馬県立女子大学（群馬県佐波郡玉村町）および福岡女子大学（福岡県福岡市）の 2 校、国立の女子短期大学はなく、公立の女子短期大学は山形県立

米沢女子短期大学（山形県米沢市）および岐阜市立女子短期大学（岐阜県岐阜市）の2校である。

※インターネットサイトの引用・参照は、⁽⁷⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁶⁾ については2016年7月27日時点、それ以外のものについては2014年8月10日時点である。